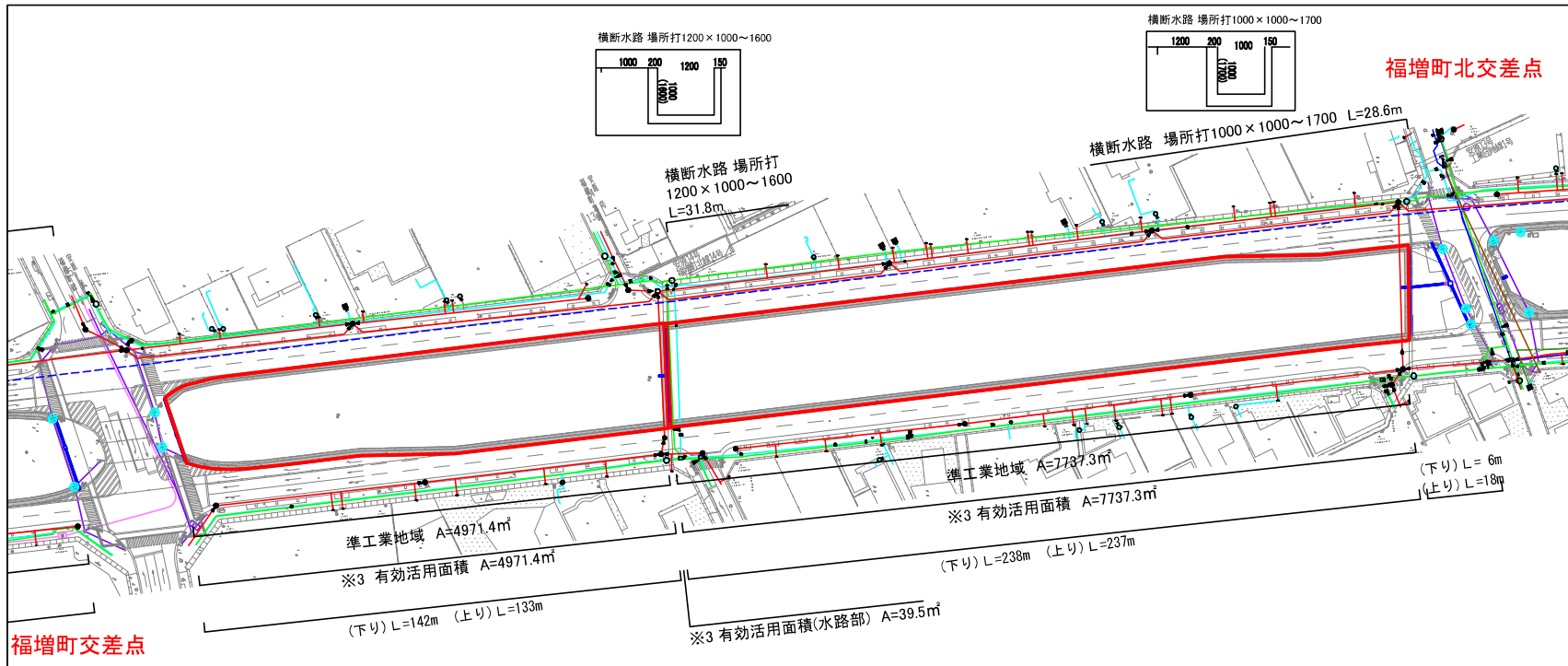
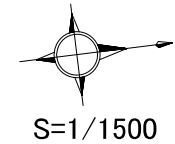


物件明細書



凡 例	
上水道(金沢市)	給水管(接続可) 本管(接続不可)
上水道(石川県)	※1 本管(接続不可)
下水道	サービス管(接続可) 本管(接続不可) ※2
ガス	低圧管(接続可) 中圧管(接続不可)
電力	
NTT	
その他地下埋設物	
水路	
マンホール	

※1 今後位置が変更となる可能性あり。
 ※2 下水道本管は、サービス管の下に埋設されている。(2階構造)
 そのため、本管は平面に記載された位置に存在せず、サービス管と
 同位置に埋設されているため留意する事。
 ※3 有効活用面積は図面より計測。
 ※4 地下埋設管の位置等については、必ず管理者に確認すること。

※建築物に係る主な基準について

建築物に係る基準	当該箇所に係る制限	概 要
都市計画法による制限	第9、53、54条	2階建て以下、地階を有しない。構造が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造であること。(鉄筋コンクリート造は不可)
金沢市の建築物の用途制限	準工業地域	危険性、環境悪化が大きい工場は建築不可。
	特別用途地区(大規模集客施設制限地区)	大規模集客施設(10,000㎡を超える施設)は建築不可。
地区計画による制限	安原中央地区(流通・業務地区)	畜舎、サイロ、バッティングセンター、屋外ゴルフ練習場、風俗営業等の規制及び業務の適性化等に関する法律第2条第1項第1号から第6号に該当する営業の用に供する建築物(キャバレー、ナイトクラブ等)は建築不可。
屋外広告物による制限	第2種禁止区域	自家広告物制限有り、野立広告物禁止。